

産業保健推進センターにおける産業保健スタッフ研修事業

浅田 和哉

1 はじめに

産業医をはじめ、産業看護職、衛生管理者等の産業保健スタッフは、専門的かつ実践的観点から事業者を補佐して、職場における労働者の健康を確保するため、労働衛生管理体制の整備、作業環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育、並びに労働衛生分野のリスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの実施等の重要な産業保健活動に従事している。

しかしながら、近年、産業保健の重点課題が大きく変化し、従前の化学物質による中毒等の職業性疾病の予防から、過重労働による過労死等の虚血性脳・心臓疾患や職場の過重なストレスによるうつ病等のメンタルヘルス不調に移ってきている。特に、メンタルヘルス不調の問題は、長期又は繰り返しの休職を伴うことが多く、労働損失日数の大きさと教育訓練投資の損失という面だけでなく、生産性向上や付加価値の創造の面からも、企業経営に深刻な影響を及ぼしかねない状況となっている。

労働者の健康を取り巻く状況を見ると、メンタルヘルス不調については、仕事や職業生活に強い不安・ストレス等を感じる労働者の割合が約6割を占めるとともに、平成21年には、精神障害等に係る労災支給決定件数が234件、労働者の自殺者数が9,159人に達する等深刻な状況が続いている。また、過重労働による健康障害については、平成21年には、年々増加している一般定期健康診断の有所見率が52.3%、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数が293件に上る等依然として高い水準が続いている。さらに、休業4日以上の上業務上疾病者数は、平成21年に7,491人に上る等業務上疾病も多発している。そのほか、就労形態の多様化に伴い、近年増加している派遣労働者、パートタイム労働者等の

非正規労働者についても、健康管理面での対策の不十分さが指摘されている。

このような状況を踏まえ、平成20年度から平成24年度までを計画期間とする第11次労働災害防止計画では、国の主要な労働災害防止対策の一つとして、職場におけるメンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策が掲げられ、産業保健推進センター等の有効活用を通じた地域の産業保健活動の活性化を職場における健康確保の基盤として位置付けている。

2 支援サービスとしての研修の重要性

厚生労働省が実施した平成19年労働者健康状況調査によれば、メンタルヘルスケアの取り組んでいる事業場の割合は、33.6%にとどまっているが、その主な理由として「専門スタッフがない」(44.3%)、「取り組み方がわからない」(42.2%)を挙げている。また、厚生労働省が実施した平成17年度労働安全衛生基本調査によれば、リスクアセスメントを実施している事業場の割合は、20.4%にとどまっているが、その主な理由として「十分な知識を持った人材がない」(48.5%)、「実施方法がわからない」(37.5%)を挙げている。

これらの調査結果によれば、事業場内で産業保健活動を的確に実施するための産業保健支援サービスとして、専門的知識・ノウハウを有する人材の養成を目的とする「研修」、及び直面する個別課題への解決の助言を目的とする「相談」が最も重要であることがわかる。

3 産業保健推進センターにおける研修の取組

労働者健康福祉機構では47都道府県の県庁所在地に産業保健推進センター（以下「推進センター」という。）を設置し、相談員（専門スタ



写真1 座学による研修



写真2 ロールプレイング方式の研修



写真3 デモンストレーション型研修



写真4 実地研修



写真5 討議方式の研修

ップ)を配置して、産業医、衛生管理者等の産業保健スタッフに対して、産業保健の実務能力をスキルアップするための専門的・実践的研修を実施している。

研修テーマとしては、「職場におけるメンタルヘルス対策の進め方」、「過重労働による健康障害防止対策の進め方」、「健康診断後の就業上の措置の具体的事例」、「非正規労働者の健康管理対策」等のほか、その時々¹⁾の社会的問題に沿った、「職場における新型インフルエンザ対策の進

め方」等が取り上げられている。

また、研修の方式については、座学による研修(写真1)だけでなく、ロールプレイング方式の参加型研修(写真2)、機器等を用いたデモンストレーション型研修(写真3)、作業現場での実地研修(写真4)、事例検討等の討議方式の研修(写真5)等の実践的研修に力を入れており、実践的研修が研修全体の5割近くを占めている。そのほか、体系的な知識付与を目的としたシリーズ研修や産業保健スタッフ間の交流・情報交換を目的とした交流会も開催している。

推進センターの研修の開催回数は年々増加しており、平成21年度には3,544回開催した(図1)。

4 産業医向けの研修

産業医に求められるものは、臨床医が日常行っている疾病に罹患した患者の診断・治療の知識ではなく、職業性疾病のみならず作業関連疾患を含めた、労働に起因する疾病の予防、即ち予防医学の知識である。また、労働と疾病の関

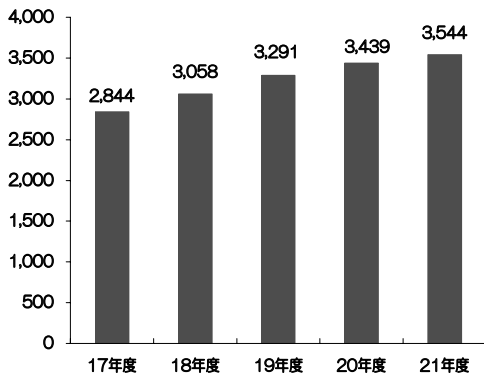


図1 研修開催回数の推移

連が問題となるので、特に作業関連疾患では労務管理に関する知識が重要となる。さらに、職業性疾病等の予防対策としては、工学的対策が基本となるので、工学的知識も求められる。最近では、職場でメンタルヘルス不調者が増加しており、職場の人間関係やストレス軽減に関する知識も必須となっている。

これらの知識を生きた知識として身につけるには、座学により体系的に基本的な知識を習得した後、作業現場での実地研修、ロールプレイング方式の参加型研修、事例検討等の双方向型研修等の実践的研修により、実務能力をスキルアップする必要がある。

以下、実施している研修の種類ごとに、その概要を示す。

ア 産業医研修（生涯専門・実地研修）

産業医向けの研修の多くは、都道府県医師会と共催で実施しており、日本医師会認定産業医制度の生涯専門単位の付与対象となっている。

具体的な研修内容については、産業医の経験年数に応じた研修内容を設定し、実践的な内容が学べるよう工夫をしている。例えば、産業医になりたての初任産業医向けには、「企業経営者に対する産業保健活動促進の動機付けの方策」等について具体的な好事例を交えた内容の研修を行い、経験5年程度の中堅産業医を対象とする研修では、「派遣元産業医と派遣先産業医との間の役割分担やその連携に係る具体的な課題及び方策」等について座学方式と討議方式を交え

た研修を実施している。さらに、経験年数10年以上ベテランの産業医を対象とする研修においては、例えば、「メンタルヘルス休職者の職場復帰困難事例における産業医と臨床医の具体的連携方策」や「裁判例から見た産業医活動の課題と具体的方策」等、解決が困難な個別事例の具体的対応策等の高度な実践的内容の研修を、主として討議形式により実施している。

また、職場における新型インフルエンザ対策やアスベスト対策等のように、その当時の社会的課題に沿った研修についても、時機を失さず実施するほか、労災疾病等13分野医学研究の研究成果を内容とする研修等も実施している。

産業医向けの研修は、平成21年度に全国で1,280回開催している。

イ 産業医等を対象としたメンタルヘルス及び過重労働による健康障害防止の対策に係る研修

この研修は、近年、産業保健における大きな課題となっているメンタルヘルス不調や過重労働による健康障害の防止対策の一環として、産業医から事業者等へ行う助言・指導に当たって、必要となる最新の知識及び能力の向上を図るために行う研修である。この研修の具体的な内容は、「職場におけるメンタルヘルス対策の実施体制・実施事項」、「メンタルヘルス不調による休職者の職場復帰」及び「過重労働による健康障害防止対策」である。この研修は、厚生労働省から受託して各推進センターで毎年1回開催しており、受講すると日本医師会「認定産業医」生涯研修の単位が取得できる。

ウ 精神科医等を対象とした産業保健に係る研修

この研修は、精神科等の臨床医が産業保健に関する知識を習得し、臨床医の立場から職場のメンタルヘルス対策に適切に対応することができるようにするための研修である。この研修も厚生労働省から受託して全国で24回程度の開催しており、受講すると日本医師会「認定産業医」生涯研修の単位が取得できる。

5 産業看護職向けの研修

職場の産業保健活動は、産業医を中心にチームで行われているが、産業医を最も身近でサポートしているのが産業看護職である。産業看護職は、職場で産業保健活動に従事する保健師及び看護師であるが、保健師及び看護師は患者の保健指導及び看護については精通しているものの、産業保健には必ずしも十分な知識・能力を有しているとは限らない。

そこで、各推進センターにおいては、産業看護職向けに経験年数等に応じた研修を実施している。具体的には、産業看護職になったばかりの初任産業看護職向けの研修では、産業保健に関する基礎的な知識やノウハウの習得を目的として、「健康相談の進め方とそのフォローアップの方法」等について主に座学方式での研修を行い、経験年数5年程度の中堅産業看護職向けの研修では、カウンセリングマインドを習得することを目的とした「積極的傾聴法」を実際に受講生同士で行うロールプレイング方式による研修や、「健康統計の作成、分析及び活用に関する具体的方法」についての座学研修等、より実践的な内容の研修を実施している。さらに、実務経験10年以上のベテラン産業看護職向けの研修では、例えば、「職場復帰したメンタルヘルス不調者に対する継続的なカウンセリング等の関与を通じた成功事例・失敗事例の要因の検証」、「健康相談、健康指導等の費用対効果に関する事例検討」等、高度かつ実践的な、解決が困難な課題に対応できる知識・ノウハウの習得を目的とした討議形式による研修を実施している。

産業看護職向け研修は、平成21年度に全国で384回開催している。

6 衛生管理者、人事労務担当者向けの研修

衛生管理者や人事労務担当者は、事業場内で労働衛生管理や人事労務管理の企画・立案及び実施を分担しており、これらの事務を適正かつ円滑に実施するためには産業保健に関する知識・ノウハウが必須である。特に、労働者がメンタルヘルス不調により休職する場合や休職者が職場復帰する場合は、職場のメンタルヘルス対策等に関する知識が必要不可欠である。

そこで、各推進センターにおいては、衛生管理者・人事労務担当者向けに経験年数等に応じた研修を実施している。具体的には、衛生管理者として選任されたばかりの初任衛生管理者向けの研修では、「衛生委員会を運営する上での課題と委員会の活性化に向けた具体的方策」や「職場巡視におけるチェックポイントと問題点の指摘や改善の具体的方策」等について、座学等を中心に研修を実施している。また、中堅の衛生管理者や人事・労務担当者向けの研修においては、「有害要因別のリスクアセスメントの具体的な進め方と効果的なリスク低減方法」、「健康情報プライバシー確保と健康配慮義務の両立に係る課題と対策」等の一定の高度な専門知識が必要な産業保健上の課題について、討議方式や座学方式により研修を実施している。さらに、実務経験10年以上のベテラン衛生管理者等を対象とする研修では、「メンタルヘルス休職者が職場復帰時に経過勤務を行う際の労務管理の具体的な進め方」「産業保健活動の費用対効果に関する事例検討」等について、討議方式を中心とした研修を実施している。

衛生管理者・人事労務担当者向けの研修は、平成21年度に全国で1,583回実施している。

7 研修の評価結果

推進センターが実施した研修について利用者が有益であった旨の評価した割合は、平成21年度において93.9%に上った。

また、推進センターの提供する産業保健支援サービスを利用した産業保健スタッフのうち、第1次効果（産業保健関係者の能力向上）、第2次効果（事業場内の産業保健活動の活性化）、第3次効果（労働者の健康状況の改善）があった者の割合は、平成21年度において、それぞれ、84.3%、88.5%、89.2%に上った。

独立行政法人評価委員会の平成21年度業務実績評価結果によれば、推進センターの研修、相談及び情報提供の事業は、A評価であった。

8 研修開催情報

各都道府県の推進センターで予定している研修の開催日時やテーマ等の情報については、

ホームページに掲載されている。また、各推進センターのホームページの一覧は、労働者健康福祉機構本部のホームページ (<http://www.rofuku.go.jp/sanpo/index.html>) に掲載されており、この本部ホームページの「研修・セミナーのご案内」のページから直接、各推進センターの研修のページにアクセスが可能となっている。

なお、各推進センターから、メールマガジンで登録者に研修案内等の最新情報を定期的に配信するサービスを提供している。さらに、このメールマガジンでは、産業保健に係る最新トピックス等の多くの有益な情報もあわせて発信しており、利用者からは好評を博している。推進センターへのメールマガジンの登録は、推進センターのホームページを通じて簡単に申し込む

ことができるので、是非ご活用いただきたい。

参考文献

- 1) 労働者健康福祉機構：産業保健推進センター利用のご案内，2010
- 2) 浅田和哉：労働者健康福祉機構の労働災害防止活動の現況（産業保健推進センター事業を中心に）安全衛生コンサルタント96号，42-47，2010
- 3) 中央労働災害防止協会：平成22年労働衛生のしおり，2010
- 4) 厚生労働省：平成20年3月19日労働災害防止に関する公示 労働災害防止計画，2008
- 5) 厚生労働省：平成19年労働者健康状況調査，2008
- 6) 厚生労働省：平成17年度労働安全衛生基本調査，2006

(あさだ かずや・(独)労働者健康福祉機構)
産業保健部長

中央労働災害防止協会における各種の労働衛生教育

中央労働災害防止協会 教育部教育課

業務上疾病の6割以上を占める腰痛や、昨今クローズアップされているVDT作業に関する労働衛生教育は産業保健スタッフにとって重要な業務のひとつである。中央労働災害防止協会(以下「中災防」という)では、社内で労働衛生教育を行うインストラクターに専門的な知識と教育技法を付与する研修会や、安全衛生スタッフとして知らなければならない労働安全衛生関係法令を理解するための知識を付与する研修を実施している。

また、平成18年の労働安全衛生法の改正で、事業場にOSHMS(労働安全衛生マネジメントシステム)やリスクアセスメントが努力義務となった。有所見者のケアは、産業保健スタッフの重要な役割であるが、リスクアセスメントにより健康障害を予防するための業務が必要不可欠

になるため、産業保健スタッフの受講が望まれるリスクアセスメントやOSHMSの研修を紹介する。

なお、衛生工学衛生管理者免許を取得するための衛生工学衛生管理者コース、及び化学物質管理に関する知識を付与するための研修も紹介する。

I 労働衛生教育インストラクターコース(腰痛予防・VDT作業)

① 腰痛予防インストラクターコース

職場における腰痛の発生を予防するためには、作業管理、作業環境管理、健康管理及び労働衛生教育を適切に行い、腰痛発生の要因の排除と軽減を図ることが重要である。厚生労働省では、「職場における腰痛予防対策に係る労働衛